

第133号議案

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例
の一部を改正する条例設定について

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和元年11月29日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(設備の基準) 第34条 (略) 2 (略) 3 保育所において、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次に掲げる要件に該当するものであること。</u></p> <p>(1) <u>耐火建築物</u>（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。<u>以下この号において同じ。</u>）又は<u>準耐火建築物</u>（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、<u>同号ロ</u>に該当するものを除く。）<u>（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）</u>であること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>	<p>(設備の基準) 第34条 (略) 2 (略) 3 保育所において、乳児室若しくはほふく室又は保育室若しくは遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、第1号、第2号及び第6号の要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、<u>次の第2号から第8号までの</u>要件に該当するものであること。</p> <p>(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（<u>同号ロ</u>に該当するものを除く。）であること。</p> <p>(2)～(8) (略)</p>

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

2 八王子市認定こども園の認定の要件並びに設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第37号)の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
(園舎及び園庭)			(園舎及び園庭)		
第29条 (略)			第29条 (略)		
2 (略)			2 (略)		
3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けなければならない。ただし、園舎が 第35条第1項 において読み替えて準用する八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第33号。以下「設備運営基準条例」という。)第34条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる基準を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、 第35条第1項 において 読み替えて 準用する設備運営基準条例 第34条第3項 に掲げる基準を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。			3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は、1階に設けなければならない。ただし、園舎が 第14条第1項 において読み替えて準用する八王子市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年八王子市条例第33号。以下「設備運営基準条例」という。)第34条第3項第1号、第2号及び第6号に掲げる基準を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、 第14条第1項 において準用する設備運営基準条例 第34条第3項第2号から第8号まで に掲げる基準を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。		
4～7 (略)			4～7 (略)		
(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)			(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用)		
第35条 設備運営基準条例第4条、第13条、第15条(第3項ただし書を除く。)、第20条及び第34条第3項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる設備運営基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			第35条 設備運営基準条例第4条、第13条、第15条(第3項ただし書を除く。)、第20条及び第34条第3項の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる設備運営基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。		
読み替える設備運営基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える設備運営基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

<p>第34条第3項第1号</p>	<p>耐火建築物 <u>(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。)</u>又は<u>準耐火建築物(同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号口に該当するものを除く。)(保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物)</u></p>	<p><u>建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第9号の2に規定する</u>耐火建築物</p>	<p>第34条第3項第1号</p>	<p>耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物<u>(同号口に該当するものを除く。)</u></p>	<p>耐火建築物</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>2 (略)</p>			<p>2 (略)</p>		

